# 令和元年

# 経済センサス - 基礎調査結果の概要(香川県分確報)

令和3年2月

香川県政策部統計調査課

I	調	査の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
П	利	用上の注意	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
Ш	結	果の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	1	概況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	2	地域別	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
IV	用	語の解説	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	9	

#### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

経済センサス-基礎調査は、我が国のすべての産業分類における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とした統計調査である。

平成21年7月の第1回目、平成26年7月の第2回目に続いて、今回が第3回目の調査である。

#### 2 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

#### 【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。(注1)

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

- ① 大分類A-「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ② 大分類B-「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ③ 大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類 79-「その他の生活関連サービス業」(小分類 792-「家事サービス業」に限る。)に属する事業所
- ④ 大分類R 「サービス業 (他に分類されないもの)」のうち、中分類 96- 「外 国公務」に属する事業所

(注1)物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

#### 【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

#### 3 基準となる期日又は期間

#### 【甲調查】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点(調査票記入日)。ただし、調査事項の「年間総売上(収入)金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

#### 【乙調查】

令和元年6月1日

#### 4 調査の法的根拠

統計法 (平成 19 年法律第 53 号) に基づく基幹統計調査

#### 5 実施主体

国 (総務省)

#### 6 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

#### 7 調査事項

#### 【甲調査】

- (1) 既存の事業所に関する事項
  - 1 名称
  - ② 所在地
  - ③ 活動状態
- (2) 新規に把握した事業所に関する事項
  - ① 名称及び電話番号
  - ② 所在地
  - ③ 活動状態
  - ④ 従業者数
  - ⑤ 主な事業の内容
  - ⑥ 業態
  - ⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
  - ⑧ 事業所の年間総売上(収入)金額
  - ⑨ 開設時期
  - ⑩ 経営組織
  - ① 法人番号
  - ② 単独事業所・本所・支所の別
  - ③ 本所・本社・本店の名称
  - (4) 本所・本社・本店の電話番号
  - ⑤ 本所・本社・本店の所在地
  - 16 組織全体の主な事業の内容
  - ① 組織全体の年間総売上(収入)金額
  - 18 資本金等の額

#### 【乙調查】

- (1) 既存の事業所に関する事項
  - ① 名称
  - ② 所在地
  - ③ 活動状態
- (2) 新規に把握した事業所に関する事項
  - ① 名称及び電話番号
  - ② 所在地
  - ③ 活動状態
  - ④ 職員数
  - ⑤ 主な事業の内容
  - ⑥ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

#### 8 調査の方法

#### 【甲調査】

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省-都道府県-市町村(注2)-統計調査員-報告者 (注2) 市には特別区を含む。以下同じ。

#### 【乙調査】

国の事業所にあっては総務省が、都道府県の事業所にあっては都道府県が、市町村の事業所にあっては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布 しオンラインによる回収を行った。

- (1) 国の事業所総務省-報告者
- (2) 都道府県の事業所総務省-都道府県-報告者
- (3) 市町村の事業所 総務省-都道府県-市町村-報告者

#### 9 問合せ先

香川県政策部統計調査課経済産業統計グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3148 (ダイヤルイン)

FAX 087-806-0224

E-mail tokei@pref.kagawa.lg.jp

ホームページ http://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/

#### Ⅱ 利用上の注意

- 1 この「結果の概要」は、確報集計に基づくものである。
- 2 令和元年経済センサス-基礎調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
  - ① 日本標準産業分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
  - ② 日本標準産業分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
  - ③ 日本標準産業分類N-「生活関連サービス業, 娯楽業」のうち、小分類 792-「家事サービス業」に属する事業所
  - ④ 日本標準産業分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所
- 3 令和元年経済センサス-基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。 甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間で、乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果である。
- 4 「確報集計」は回収された調査票に基づく結果も含めて集計されており、外観把握調査(※) の結果のみを集計した「速報集計」とは数値が異なることに留意が必要である。
  - ※外観把握調査とは、統計調査員が担当調査区内の全ての調査対象事業所の名称、所在地及び活動状態を外 観等から確認し、その結果を調査員用端末(タブレット端末)に入力する調査のこと。
- 5 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「一」とした。また、増減は、 数値がマイナスのものは「▲」、プラスのものは「+」で表した。
- 6 割合は四捨五入しているため、個々の数値の合計が100%にならない場合がある。

# Ⅲ 結果の概要

#### 1 概況

# 香川県の総事業所数は54,086事業所

令和元年6月1日現在の香川県の総事業所数は54,086事業所で、全国の事業所のうち0.8% (全国39位)を占めている。(表Ⅲ-1-1)。

表Ⅲ一1-1 都道府県別事業所数

都道府県	事業所数	割合 (%)	順位
全 国	6, 538, 242	100.0	
01 北海道	268, 300	4.1	6
02 青 森 県	64, 343	1.0	31
03 岩 手 県	64, 014	1.0	32
04 宮 城 県	113, 989	1.7	16
05 秋 田 県	53, 585	0.8	40
06 山 形 県	60, 481	0.9	34
07 福 島 県	97, 931	1.5	19
08 茨 城 県	132, 307	2.0	13
09 栃 木 県	95, 297	1.5	21
10 群 馬 県	103, 158	1.6	18
11 埼 玉 県	289, 568	4.4	5
12 千 葉 県	235, 775	3.6	9
13 東 京 都	921, 991	14. 1	1
14 神奈川県	373, 816	5. 7	3
15 新 潟 県	122, 829	1.9	14
16 富 山 県	58, 000	0.9	35
17 石川県	67, 090	1.0	29
18 福 井 県	46, 951	0.7	42
19 山 梨 県	48, 952	0.7	41
20 長 野 県	119, 144	1.8	15
21 岐阜県	109, 272	1.7	17
22 静 岡 県	193, 404	3.0	10
23 愛知県	369, 904	5. 7	4
24 三 重 県	87, 323	1.3	23
25 滋 賀 県	65, 633	1. 0	30
26 京 都 府	141, 340	2. 2	12
27 大阪府	518, 802	7.9	2
28 兵 庫 県	258, 309	4.0	8
29 奈良県	57, 262	0.9	37
30 和歌山県	56, 304	0.9	38
31 鳥 取 県	28, 992	0.9	38 47
32 島 根 県	38, 650	0.4	46
33 岡 山 県	96, 795	1.5	20
34 広島県	148, 686	2.3	11
35 山 口 県			
4 5 11	70, 028	1.1	27 43
36 徳 島 県 37 香 川 県	41, 972 54, 086	0.6	43 39
38 愛 媛 県	73, 096	1. 1	26
39 高 知 県	40, 134	0.6	45
40 福 岡 県	264, 486	4.0	7
41 佐賀県	41, 684	0.6	44
42 長崎県	69, 824	1. 1	28
43 熊 本 県	88, 298	1. 1	22
44 大 分 県	62, 140		33
45 宮 崎 県		1. 0 0. 9	
	57, 880 85, 708	1.3	36 24
N. I	85, 708		24
47 沖 縄 県	80, 709	1.2	25

# 香川県の民営事業所数は52,433事業所

令和元年 6 月 1 日現在の香川県の民営事業所数は 52,433 事業所で、全国の事業所のうち 0.8%(全国 39 位)を占めている。(表Ⅲ-1 - 2)。

表Ⅲ-1-2 都道府県別民営事業所数

		28年活動調査				
	元年基礎調査甲(民営)					
都道府県	事業所数	全国に占める	増減率		事業所数	
		割合 (%)	(%)	順位	F /K//13X	
全 国	6, 398, 912	100.0	14. 7		5, 578, 975	
01 北海道	259, 247	4. 1	11. 2	7	233, 168	
02 青 森 県	62, 373	1.0	5. 6	31	59, 069	
03 岩 手 県	61, 696	1.0	3.8	32	59, 451	
04 宮 城 県	111, 185	1.7	9.0	16	102, 026	
05 秋 田 県	51, 473	0.8	4. 1	40	49, 432	
06 山 形 県	58, 836	0.9	4. 0	34	56, 551	
07 福 島 県	94, 820	1. 5	7. 6	19	88, 128	
08 茨 城 県	128, 847	2.0	9. 2	13	118, 031	
09 栃 木 県	93, 113	1.5	5. 4	21	88, 332	
10 群 馬 県	100, 536	1.6	9. 3	18	92, 006	
11 埼 玉 県	284, 566	4. 4	13. 4	5	250, 834	
12 千 葉 県	230, 763	3. 6	17. 4	9	196, 579	
13 東 京 都	913, 912	14. 3	33. 3	1	685, 615	
14 神奈川県	369, 446	5.8	20. 2	3	307, 269	
15 新 潟 県	119, 194	1. 9	3. 7	14	114, 895	
16 富 山 県	56, 293	0.9	6. 9	35	52, 660	
17 石 川 県	65, 403	1. 0	6. 7	29	61, 301	
18 福 井 県	45, 339	0. 7	6.8	42	42, 443	
19 山 梨 県	47, 448	0.7	9.9	41	43, 173	
20 長 野 県	115, 016	1.8	6. 6	15	107, 916	
21 岐阜県	106, 091	1. 7	5. 7	17	100, 331	
22 静 岡 県	189, 862	3.0	8.6	10	174, 850	
23 愛 知 県	363, 784	5. 7	12.7	4	322, 820	
24 三 重 県	84, 623	1.3	6.6	23	79, 387	
25 滋 賀 県	63, 832	1.0	12.7	30	56, 655	
26 京 都 府	138, 744	2. 2	16. 9	12	118, 716	
27 大 阪 府	513, 797	8.0	21.6	2	422, 568	
28 兵 庫 県	253, 169	4.0	13.9	8	222, 343	
29 奈 良 県	55, 545	0.9	15. 2	37	48, 235	
30 和歌山県	54, 434	0.9	12.9	38	48, 218	
31 鳥 取 県	27, 736	0.4	4.9	47	26, 446	
32 島 根 県	36, 909	0.6	4.0	46	35, 476	
33 岡 山 県	94, 081	1.5	12.8	20	83, 415	
34 広 島 県	145, 400	2.3	10.9	11	131, 074	
35 山 口 県	67, 529	1.1	7.6	28	62, 774	
36 徳 島 県	40, 356	0.6	9.0	43	37, 021	
37 香 川 県	52, 433	0.8	9. 5	39	47, 893	
38 愛 媛 県	70, 499	1.1	8.1	26	65, 223	
39 高 知 県	38, 441	0.6	6. 1	45	36, 239	
40 福 岡 県	260, 232	4.1	16. 7	6	223, 008	
41 佐 賀 県	40, 291	0.6	5. 7	44	38, 131	
42 長 崎 県	67, 725	1.1	7. 2	27	63, 159	
43 熊 本 県	85, 857	1.3	15. 9	22	74, 104	
44 大 分 県	60, 356	0.9	10.9	33	54, 443	
45 宮 崎 県	56, 226	0.9	6.8	36	52, 663	
46 鹿児島県	82, 796	1.3	7. 2	24	77, 256	
47 沖 縄 県	78, 658	1.2	16. 3	25	67, 648	

#### 2 地域別

#### ① 事業所数 (民営事業所)

市町別に事業所数をみると、高松市が 25,418 事業所(事業所全体の 48.5%)で最も多く、次いで丸亀市が 4,720 事業所(同 9.0%)、観音寺市が 3,273 事業所(同 6.2%) などとなっている。

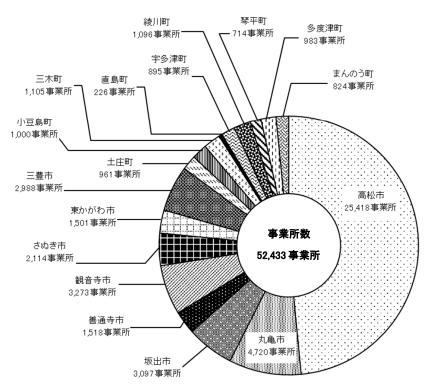
平成 28 年経済センサス - 活動調査(以下「H28 年活動調査」という。)と比べると、全ての市町で事業所数は増加となっている。最も増加率の高い市町は三木町であり+14.6%、次いで多度津町が+13.9%、綾川町が+13.8%、高松市が+12.9%などとなっている。(表III - 3、図III - 4)

表Ⅲ-3 市町別民営事業所数(香川県)

	民営事業所数									
市町	H28年活動調査	令和元年	増減率(%)	県に占める 割合(%)						
香川県	47, 893	52, 433	9. 5	100.0						
高松市	22, 514	25, 418	12. 9	48.5						
丸亀市	4, 429	4, 720	6. 6	9.0						
坂出市	2, 988	3, 097	3. 6	5. 9						
善通寺市	1, 480	1, 518	2. 6	2. 9						
観音寺市	3,047	3, 273	7. 4	6. 2						
さぬき市	1, 995	2, 114	6. 0	4.0						
東かがわ市	1, 474	1, 501	1.8	2. 9						
三豊市	2, 794	2, 988	6. 9	5. 7						
土庄町	898	961	7. 0	1.8						
小豆島町	954	1,000	4.8	1.9						
三木町	964	1, 105	14. 6	2. 1						
直島町	209	226	8. 1	0.4						
宇多津町	868	895	3. 1	1. 7						
綾川町	963	1, 096	13. 8	2. 1						
琴平町	693	714	3. 0	1.4						
多度津町	863	983	13. 9	1. 9						
まんのう町	760	824	8. 4	1.6						

### 図Ⅲ-4 市町別民営事業所数(香川県)

## 事業所数



#### Ⅳ 用語の解説

#### 1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの 単位で、原則として次の要件を備えて いるものをいう。

- (1) 一定の場所 (1区画) を占めて、単 一の経営主体のもとで経済活動が 行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や 販売、サービスの提供が継続的に行 われていること。
  - ・ 国及び地方公共団体の事業所 法令により独立の機関として、 それぞれ場所ごとに設置されてい る事業所をいう。
  - ・ 民営事業所 国及び地方公共団体の事業所を 除く事業所をいう。
  - ・出向・派遣従業者のみの事業所 当該事業所に所属する従業者が 1人もおらず、他の会社など別経 営の事業所から出向又は派遣され ている人のみで経済活動が行われ ている事業所をいう。
  - ・ 事業内容等不詳の事業所 事業所として存在しているが、 記入不備等で事業内容が不明の事 業所をいう。

#### 2 経営組織

(1) 国及び地方公共団体 国、都道府県、市町村(注)及び 一部事務組合等の事業所をいう。

(注)市には特別区を含む。

(2) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除 く事業所をいう。

① 個人経営 個人が事業を経営している場合 をいう。法人組織になっていなけ れば、共同経営の場合も個人経営 に含まれる。

② 法人 法律の規定によって法人格を認 められているものが事業を経営 している場合をいう。以下の会社 及び会社以外の法人が該当する。

#### ③ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、 合名会社、合資会社、合同会社及 び外国の会社をいう。ここで、外 国の会社とは、外国において設立 された法人の支店、営業所などで、 会社法(平成17年法律第86号) の規定により日本で登記したもの をいう。

なお、外国人の経営する会社や 外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外 国の会社ではない。

④ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。 例えば、後援会、同窓会、防犯協 会、学会、労働組合(法人格を持 たないもの)などが含まれる。